

## 【新型コロナウイルス】 予防措置及び感染が疑われる場合の対応

### 【ポイント】

- 3月10日、豪州連邦保健省は、豪州国内での新型コロナウイルス感染者が累計で100名（死亡者3名を含む）に達した旨発表しました。
- 日頃の対策として、風邪やインフルエンザと同様、各人の咳エチケット・手洗いなどの通常の感染症予防対策が重要です。
- 人が密集する閉鎖された場所はなるべく避けてください。多くの者が集まるイベントや行事等に参加する場合は、特に咳エチケットや頻繁な手洗いを心がけてください。
- 在留邦人の皆様、豪州に滞在する方、これから渡航を予定されている方は、関係機関の最新の情報を入手の上、感染予防に努めてください。

### 【本文】

#### 1 豪州における状況

豪州において新型コロナウイルスの症例は、現在100名（3名死亡を含む）が確認され、NSW州54名、QLD州12名、VIC州12名、SA州6名、WA州4名、TAS州2名、ダイヤモンド・プリンセス関連10名（3月10日11時00分）となっています。

#### 2 日常の対策

(1) 風邪やインフルエンザと同様、各人の咳エチケット・手洗いなどの通常の感染症予防対策が重要です。

- ・ 石けんを使い、こまめに手洗いをする。
- ・ 咳をするときは、ティッシュや手で口を覆う。
- ・ 他人との密着を避け、外出等人と接するときは、マスクを着けてください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の罹患がご心配な方は、下記にご連絡ください。

- ・ GP

<https://www.healthdirect.gov.au/australian-health-services>

- ・ ヘルスダイレクト：1800-022-222

- ・ 症状がひどい場合の緊急電話番号：000

<https://www.emergencywait.health.nsw.gov.au/>

- ・ 豪州連邦保健省（コロナウイルスに関する問い合わせ）：1800-020-080

- ・ NSW州保健省の新型コロナウイルス特設ページ

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/diseases/Pages/coronavirus.aspx>

(3) 万一、発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控えるとともに、毎日、体温を測定して記録することをお勧めします。

### 3 症状とその対応

(1) 平時健康体で、次の症状がある者はG Pに電話等で相談してください（二次感染防止のため、直接医療機関に赴くことはせず、事前に電話でG P等に連絡を入れた上で受診することが推奨されています）。

(ア) 風邪の症状（咳、喉の痛み）と37.5℃以上の発熱が4日以上継続（解熱剤を飲んで解熱中は継続の扱い）。

(イ) 強いだるさ（倦怠感）あるいは（及び）息苦しさ（呼吸困難）。

(2) 高齢者、基礎疾患（呼吸器疾患・循環器疾患・糖尿病）のある者、透析治療中、免疫抑制剤、抗がん剤使用者は、風邪の症状と37.5℃以上の発熱が2日程度続く場合にはG Pに電話等で相談してください。

(3) 妊婦は念のため上記(2)と同様の対応が推奨されています。

(4) なお、子どもについては、現時点で重症化しやすいという報告は無いため、(1)の対応で良いとされています。

### 4. 外出に際しての注意

人が密集する閉鎖された場所はなるべく避けてください。多くの者が集まるイベントや行事等に参加する場合は、特に咳エチケットや頻繁な手洗いを心がけてください。

○豪州連邦保健省の新型コロナウイルス特設ページ

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

○WHOホームページ（基礎的な予防対策）

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public>

○首相官邸

（新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～）

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○内閣官房（新型コロナウイルス感染症の対応について）

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○日本国国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で，メールの配信を変更・停止したい場合は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>